

## 茅ヶ崎市連結財務書類に係る注記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価格が判明しているものについては取得価格、取得価格が不明なものは再調達価格を基礎とした価格で評価しています。ただし、昭和59年以前に取得したものは、取得価格不明なものとして取り扱い、再調達価格を基礎として評価しています。なお、道路、河川及び水路の敷地については、備忘価格1円としています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ①市場価格のある有価証券等

市場価格のある有価証券については、基準日時点における市場価格により評価しています。

##### ②市場価格がない有価証券等

市場価格のない有価証券等については、出資金額等により評価しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

#### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産（貯蔵品）については、先入先出法により評価しています。

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定額法を採用しています。

##### ②無形固定資産

定額法を採用しています。

##### ③リース資産

定額法を採用しています。

#### (5) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ①徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損の実積率等により回収不能と見込まれる額を計上しています。

##### ②賞与等引当金

職員に対する期末・勤勉手当及びそれに係る法定福利費に備えるため、当年度負担相当額を計上しています。

### ③退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当自己都合要支給額に相当する額を計上しています。

### (6) リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

### (7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

### (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

#### ①消費税及び地方消費税の会計処理

公共下水道事業会計、病院事業会計を除き、税込方式により処理しています。

## 2 追加情報

### (1) 対象範囲（対象とする会計名）

- ①一般会計
- ②公共用地先行取得事業特別会計
- ③国民健康保険事業特別会計
- ④後期高齢者医療事業特別会計
- ⑤介護保険事業特別会計
- ⑥公共下水道事業会計
- ⑦病院事業会計
- ⑧神奈川県後期高齢者医療広域連合
- ⑨茅ヶ崎市土地開発公社
- ⑩公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
- ⑪社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団

### (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

### (3) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間における現金の受払い等と終了した後の計数をもって

会計年度末の計数としています。

また、企業会計方式を採用している公共下水道事業会計、病院事業会計では、出納整理期間がなく、3月末日現在で未収金、未払金等を計上しているため、出納整理期間中に支払われたものについては、これらを現金決済したものとして調整しています。